

2025年12月11日

## 訴 状 の 概 要

気候正義訴訟弁護団  
代表 島 昭宏

### 1 本件訴訟の目的

本件訴訟は、気候変動対策に消極的な「国」を被告として、全国各地に居住する451人の原告が、平穏生活権（気候享受権）の侵害による損害賠償を請求する、日本初の気候変動国家賠償請求訴訟である。

日本も批准するパリ協定では、世界の平均気温上昇を産業革命以前と比較して、 $1.5^{\circ}\text{C}$ に抑えるよう求めているが、日本政府が今年2月18日閣議決定した温対計画及びNDCで定められた温室効果ガス排出削減目標（以下「本件計画」という）は、 $1.5^{\circ}\text{C}$ 目標に整合するものではない。 $1.5^{\circ}\text{C}$ 目標に整合しない本件計画、ならびに温室効果ガス排出削減の中長期目標を法律に定めていないこと（立法不作為）が違法であり、我々の生活が脅かされているとして、原告らに現に生じている損害の一部として一人当たり1000円の損害賠償を請求する。

### 2 訴訟当事者、裁判所等

- (1) 原告ら 北海道、東京、名古屋、沖縄など全国各地に居住する451人
- (2) 被告 国

### 3 裁判所

東京地方裁判所

### 4 本訴請求の趣旨

- (1) 被告は、別紙当事者目録記載の各原告に対し、各金1000円及びこれに対する訴状送達の日の翌日から支払済みまで年3分の割合による金員を支払え
- (2) 訴訟費用は被告の負担とする  
との判決並びに仮執行の宣言を求める。

### 5 訴状概要について

訴状のうち特に重要な部分を以下、抜粋する。

## 訴 状 概 要

### 第 1 気候変動に関する科学的知見（訴状第 2 章）

#### 1 人間の活動による気候変動

気候変動に関する最新の科学的知見についてとりまとめた報告書を作成し、各国政府の気候変動に関する政策に科学的な基礎を与えることを目的に設置された IPCC（気候変動に関する政府間パネル）の第 6 次評価報告書では、気候変動は「疑う余地なく」人間活動が原因であると明言している。

同報告書が示す、気候変動によってもたらされる悪影響は多岐にわたっており、①水・食料生産、②健康・幸福（感染症、栄養不足、メンタルヘルス、強制移住等）、③都市・居住地・インフラ（内水反乱、洪水等）、④生物多様性・生態系等に悪影響があるとされている。

#### 2 気候変動の将来シナリオ

IPCCによれば、世界の平均気温上昇を産業革命以前に比べて 1.5°C に抑えられたとしても、大きな影響が長期間にわたって続くことは避けられない状況にあるものの、1.5°C に抑えられなければ、その後にどのような対策をとったとしても、地球の自然環境や私たちの生活環境が深刻かつ不可逆的な影響を受ける危険が存在している。

このような背景から、1.5°C 目標の達成が、気候変動対策において、非常に重要な意味を有している。

### 第 2 気候変動をめぐる法的枠組み（訴状第 3 章）

#### 1 国際社会の動向

- (1) 気候変動に関する政府間パネル（IPCC）設立（1988 年）
- (2) 気候変動に関する国際連合枠組条約（1992 年）

1992 年の地球サミットでリオ宣言とともに採択され、1994 年に発効した。日本を含む 198 か国が締約している。

- (3) COP3 「京都議定書」（1998 年）
- (4) COP21 「パリ協定」（2015 年）

京都議定書の後継となる 2020 年以降の国際的枠組みとして合意された。日本も 2016 年 11 月 8 日パリ協定を批准している。

地球の平均気温の上昇を 2°C より十分低く抑え 1.5°C 未満を努力目標とすること（2 条 1 項（a））、共通に有しているが差異のある責任及び各国の能力に関する原則を反映するように実施されること（同 2 項）、締約

国は、国が決定する貢献（NDC）を策定、通知、維持し、目的達成を目指して国内の措置を推進すること（4条2項）、先進国が先頭に立ち、削減目標に取り組むべきこと（同上4項第1文）等が合意された。

#### （5）IPCC「第6次評価報告書」（2022～2023年）

### 2 世界の気候訴訟

世界では国を相手にした気候変動に関する訴訟が活発に提起されており、成果を上げている。

オランダ・アーチェンダ事件（2019年）、ドイツ・ノイバウアー事件（2021年）、スイス・シニア女性の会事件（2024年）、韓国・若者気候訴訟（2020年）などでは、国による不十分な気候変動対策や、不十分な温室効果ガスの排出削減目標が、市民の権利、人権を侵害するものであるとして、違法もしくは違憲であるとの判決が出されている。

### 3 國際司法裁判所の勧告的意見

國際司法裁判所（ICJ）は、國際連合の「主要な司法機關」とされ（国連憲章92条）、國際法上の全ての問題が付託される普遍的性格をもった唯一の國際司法機關である。

ICJは、2025年7月23日、「気候変動に関する国家の義務についての勧告的意見」を発表した。ICJ勧告的意見は、國際慣習法及び条約に基づく気候変動に関する国家の義務、当該義務を怠った場合の国家の責任等について、以下のような重要な判断を示している。

- ① 國際慣習法の下で、国家は環境に対する重大な損害を防止する義務、すなわちデュー・ディリジエンス（相当な注意）をもって行動する義務を有すること。また、デュー・ディリジエンスが求める行動にはいくつかの要素があり、その中には各国がその能力に応じて適切かつ必要に応じた予防的な措置を講じることが含まれること（パラグラフ132～139）
- ② 「共通に有しているが差異のある責任及び各国の能力に関する原則」は、特に温室効果ガスの累積排出量に関する各国の歴史的・現在の貢献、経済的・社会的発展を含む各国の現在の能力及び国情の違いを考慮し、気候変動に関する義務の負担を公平に配分する必要性を反映したものであること（パラグラフ148、179、226）
- ③ パリ協定に基づく世界の平均気温上昇を抑制するための温度目標は、COP26及びCOP28で示された「 $1.5^{\circ}\text{C}$ 」であること（パラグラフ224）

- ④ パリ協定 2 条において「共通に有しているが差異のある責任及び各国の能力に関する原則」を修飾する「各国の異なる事情に照らした」との文言は、当該原則の核心を変えるものではないこと（パラグラフ 226）
- ⑤ パリ協定に基づく締約国の緩和義務が第 4 条に規定されていること（パラグラフ 230）
- ⑥ 締約国の NDC は「その締約国が達成できる最高水準の野心」を反映しなければならず、当該野心はパリ協定 2 条に規定された協定の目的及び目標（1.5 度目標）に関連する必要があること（パラグラフ 242）

#### 4 日本の法制度—地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）

温対法は、1998 年に成立した温暖化対策の枠組み法であり、国、地方公共団体、事業者、国民のそれぞれが取組を行う責務を定め、政府が地球温暖化対策についての「基本方針」を定めるとするとともに、上記の各主体が自ら排出する温室効果ガスの排出抑制に関する措置を計画的に進めるための枠組みを設けている。

温対法では、基本理念として「パリ協定第 2 条 1 (a) において世界全体の平均気温の上昇を工業化以前よりも摂氏 2 度高い水準を十分に下回るものに抑えること及び世界全体の平均気温の上昇を工業化以前よりも摂氏 1.5 度高い水準までのものに制限するための努力を継続することとされていることを踏まえ」、我が国における 2050 年までの脱炭素社会の実現を旨として、国民並びに国、地方公共団体、事業者及び民間の団体等の密接な連携の下に、地球温暖化対策の推進を行わなければならないとされている。

同法は、政府に対して、地球温暖化対策に関する計画の策定を義務付けている（同法第 8 条 1 項）。政府は、2025 年 2 月 18 日、同法に基づき、地球温暖化対策計画を閣議決定し、あわせてパリ協定において提出を義務付けられた新たな NDC についても決定し、提出した。

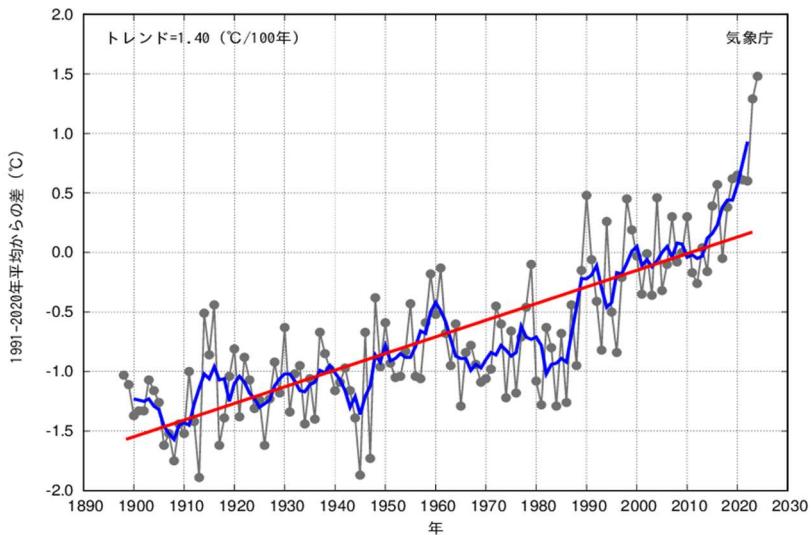
2025 年 2 月 18 日に決定した地球温暖化対策計画及び NDC では、2013 年度の排出量を基準として、温室効果ガスを、2030 年度までに 46%、2040 年度までに 60%、エネルギー起源 CO<sub>2</sub>を、2030 年度までに 45%、2040 年度までに 70~71% 削減するとの目標が設定されている。

### 第 3 気候変動による権利侵害（訴状第 4 章）

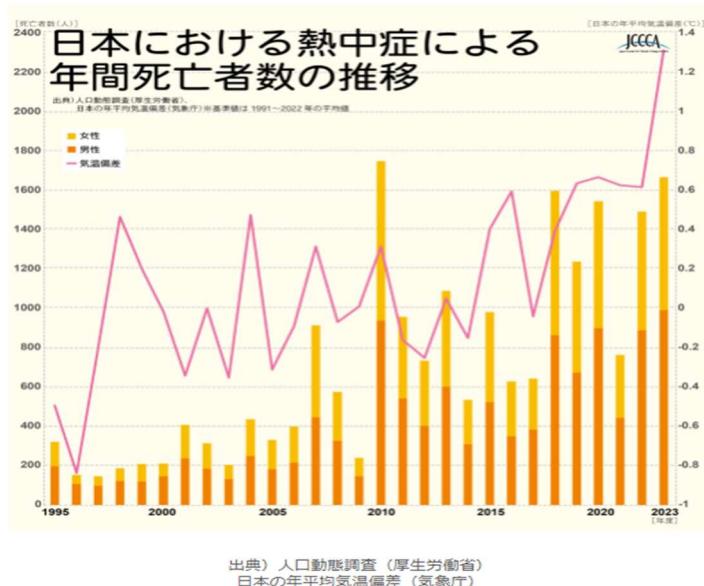
#### 1 日本における気候変動の実態

日本の年平均気温偏差は以下のグラフの通りであり、気象庁も「2024 年

の日本の平均気温の基準値（1991～2020年の30年平均値）からの偏差は+1.48°Cで、1898年の統計開始以降、2023年を上回り最も高い値とな」つており、「日本の年平均気温は、様々な変動を繰り返しながら上昇しており、長期的には100年あたり1.40°Cの割合で上昇」していると述べている。



このような気温上昇により、熱中症の死者数増加を続け、は2024年には、初めて死者数が2000人を越え、過去最多の2160人となった。1995年から30年余りで、熱中症の死者数は約6倍となっている。



このほか気候変動は、ゲリラ豪雨の増加による土砂災害の増加や、農林水産業における品質、収量の低下、物価の上昇など、既に市民の生活に多大な影響を与えている。

子どもたちも、気温上昇によって夏季は屋外・屋内での活動を著しく制限され、過去には子供たちが当たり前に行っていた遊びや運動ができなく

なり、子どもたちが成長するための様々な機会が奪われている。

## 2 被侵害利益

気候変動は今やすべての人々がその影響を実感するところまで進行し、具体的な被害として顕在化している。さらに、今後もその被害は深刻化していくことが確実である。それらの影響や被害は、単に生活上の不都合を招くにとどまらず、重大かつ深刻な人権侵害を生じさせている。

### 「気候変動は人権問題である」

私たちは、このことをしっかりと認識しなければならない。

#### (1) 現に侵害される権利

##### ア 生命・健康についての権利

生命及び身体の安全、並びに健康を享受・保持する権利（以下「生命・健康についての権利」）は、日本国憲法 13 条により保障される人格権の核心をなす最も基本的な権利である。

日本の平均気温は、気候変動の影響で確実に上昇しており、熱中症による救急搬送は、2024 年には 2021 年の 5 倍という急激な増加がみられる。また、熱中症による死亡者数は、1995 年から 30 年余りで 6 倍となっている。さらには、気候変動による極端な大雨の発生頻度および強度も増加しており、土砂災害による被害も増えている。これらの被害をみれば、気候変動によって、市民の生命・健康についての権利が侵害されており、それが年々深刻化していることに疑いの余地はない。

##### イ 子どもの成長発達権

1989 年 11 月 20 日、児童の権利に関する条約（通称：子どもの権利条約）が国連総会で採択され、日本も 1994 年 4 月 22 日に批准している。同条約は、子ども（18 歳未満の人）が守られる対象であるだけでなく、権利をもつ主体であることを明確にし、生きる権利および成長する権利（条約 6 条）、健康を享受する権利（条約 24 条）、教育を受ける権利（条約 28 条）、遊ぶ権利（条約 31 条）など、世界のどこで生まれても子どもたちが当然有している様々な権利が明示的に定められている。

2023 年 6 月にはこども基本法が制定され、基本理念として、「全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにすること」（同法 3 条 1 号）が謳われている。（以上のような、子どもが心身ともに健や

かに成長・発達する権利を「成長発達権」と呼ぶ)

気候変動の影響は、子どもの生活態様に重大な変化をもたらしている。気温上昇による熱中症リスクは、成人と比べ、子どもの方が高く、最近では、夏季は公園での遊びや学校でのプール指導、部活動等、屋外での活動等子どもの行動が著しく制約されている。さらに、冬季も降雪の減少で、これまで楽しめていたスキー、スケート等のスポーツ、レジャーが楽しめなくなるなどの影響もでている。

このような、気候変動による生活様式の変化は、従来の子どもが当たり前に経験してきた遊びや学びの機会を喪失させているのであり、子どもの成長発達権を侵害している。

#### ウ 営業の自由

営業の自由は憲法 22 条 1 項に含まれる権利である。

気候変動による農林水産業への影響は極めて深刻であるが、第一次産業にとどまらず、豊かな自然環境を経営資源とする観光業等に従事する者らについても、気候変動による自然環境の変化は、事業の根底を覆されるような直接的かつ重大・深刻な経済的被害をもたらしている。

このような被害は、単なる一時的な減収に留まらず、長年培ってきた知見・技術や悠久の時を経て形作られ守られてきた自然資本など、事業の基盤そのものを破壊し、それらを活かした生業の継続・生計の維持そのものを不可能ならしめるものであり、営業の自由に対する看過し得ない侵害である。

#### エ 財産権侵害

財産権は、憲法 29 条 1 項により保障される権利である。

気候変動が、農林水産業等に従事する人々の財産権を侵害していることに争いの余地はない。また、このような一次産業従事者に限らず、一般市民も、気候変動により生鮮野菜をはじめとする食料品の価格の高騰や、エアコンの使用時間の増加による電気代の上昇や、従来エアコンを必要としなかった地域でのエアコンの設置など、生きていくための経済的支出が増加している。このような一般市民の経済的負担の増加も、気候変動による財産権侵害に他ならない。

#### オ 環境権

環境権は、1970 年代から議論が始まり、2022 年 7 月の国連総会決議では、環境権を人権として認めることが賛成 161 票（日本の賛成票

を含む)、棄権 8 票、反対 0 票で採択されたが、この時には日本も賛成票を投じている。国連加盟国 193 か国のうち 80%以上にあたる 156 か国がこれを認めるに至っているが、日本の裁判所は、今も環境権の範囲、主体等が不明確であること等を理由としてこれを認めていない。

ICJ の気候変動に関する勧告的意見では、「国際法上、清浄で健康的かつ持続可能な環境に対する人権は、他の人権の享受に不可欠である」として、環境権を認めている。

以上の事情からすれば、日本においても、清浄で健康的かつ持続可能な環境を享受する権利としての環境権が基本的人権として保障されるべきである。

気候変動により、市民の生命・健康が害され、豪雨に伴う土砂災害等によって、多くの被害も生じている。農林水産業の深刻な影響や子どもの成長発達権が侵害されている状況に照らせば、気候変動によって、環境権が現に侵害されていることは明らかである。

## (2) 平穏生活権

### ア 平穏生活権の根拠および内容

憲法に根拠を有する人格権の一内容として、「平穏生活権」という概念が確立されている。

明示的に平穏生活権を認める裁判例も複数存在しており、最近では、福島原発事故による避難者らの損害賠償を求める多くの集団訴訟において、包括的生活利益としての平穏生活権の侵害が主張され、これを認める裁判例が現れている(前橋地判平成 29 年 3 月 17 日、東京地判平成 30 年 3 月 16 日「首都圏訴訟判決」など)。

これらの判決のうち、前橋地裁判決は、「平穏生活権は、人格権として様々な現れ方をするが、人格権が、個々人の個性を重視するものである以上、保護されるべき生活の平穏も多様なものとなり、さまざまな権利利益を包摂している」としたうえで、原告らが平穏生活権が包摂する権利として挙げるもののうち、原子力発電に関わる放射性物質によって汚染されていない環境において生活し、放射線被ばくによる健康影響への恐怖や不安にさらされることなく平穏に生活する利益・・・が、法律上保護される利益であることは…明らかである」と判示した。

これら裁判例及び有力な学説によれば、平穏生活権が包摂する権利に、気候変動に伴う極端な高温や異常降水、災害、農作物の不作等に

より生命・身体・財産を奪われる不安や恐怖を抱くことなく安定した気候の下で平穏に生活する権利が含まれるのは当然である(これを「気候享受権」ということとする)。

そして、気候変動によって権利侵害が発生する不安や恐怖が、通常人ないし一般人の社会通念を基礎として合理的と認められる場合には、その不安感は法的に保護されるべきであり、気候享受権の侵害と評価されることになる。

#### イ 平穏生活権侵害

気候変動はすでに極めて深刻な状況となってきており、それに伴い、生命・健康、営業権、財産権、子供の成長する権利等、重要な人権が現に侵害され、それは今この瞬間も刻々と進行している。

IPCC による科学的予測を踏まえると、十分な対策を施さなかった場合、気候変動は確実に進行し、人の生存にとって極めて危険な世界が現実のものとなることは確実である。

このように、気候変動により現に様々な人権侵害が発生しており、また早急に深刻な危機感をもって気候変動対策を実施しなければ、事態は確実に進行し、人権侵害がさらに苛烈なものとなっていくことは科学的見地からも具体的な危険性があることに争いの余地はない。それにもかかわらず、以下に述べる通り、国は気候変動対策を怠っている。これらの事実からすれば、原告らが気候変動による熱中症や災害、農作物の不作等によって生命・身体・財産を奪われる不安や恐怖を抱くことには、十分に客観的な合理的理由があることは明らかである。

よって、原告らは、平穏生活権ないし気候享受権を侵害されている。

### 第4 国の責務（訴状第5章）

#### 1 国の義務（温室効果ガス排出削減義務）

憲法 25 条を挙げるまでもなく、国には、国民の人権を保護する義務がある。そして、これまで十分に論じた通り、気候変動は人権問題である。したがって、被告には、気候変動によって国民の人権が侵害されることのないよう対策を講じる義務がある。

COP21 において採択されたパリ協定において、温室効果ガスの排出削減は締約国の義務とされ、パリ協定の締約国はパリ協定 4 条 1 項に基づき緩和義務、すなわち温室効果ガス排出削減義務を負う（本 ICJ 勧告的意見パラグラフ 230 参照）。

パリ協定 2 条 1 項(a)は、「世界全体の平均気温の上昇を工業化以前よりも摂氏 2 度高い水準を十分に下回るのに抑えること並びに世界全体の平均気温の上昇を工業化以前よりも摂氏 1.5 度高い水準までに制限するための努力を、この努力が気候変動のリスク及び影響を著しく減少させることとなるものであることを認識しつつ、継続すること」としている。

その上で、数々の国際合意から、1.5°C目標がパリ協定の下で世界の平均気温上昇を抑制するために締約国が合意した主要な気温目標に該当する。この考え方は、ICJ 勧告的意見パラグラフ 224 とも整合する。

そして、IPCC の第 6 次評価報告書では、1.5°C目標を追求するためには、温室効果ガスについて、世界全体で、2019 年比で 2030 年までに 43% 削減、2035 年までに 60% 削減、2040 年までに 69% 削減が必要であることが確認された。

先進国は、排出削減に関して発展途上国と比べより重い責任を負うものであり、先進国である日本は、1.5°C目標を達成するべく、温室効果ガスについて、少なくとも上記水準を上回る温室効果ガス排出削減義務（以下「本件義務」という）を負う。

## 2 違法性

### (1) NDC および温暖化対策計画の違法性

#### ア 本件計画の違法性

日本政府は、2025 年 2 月 18 日に本件計画を閣議決定したが、これらは日本における温室効果ガス（GHG）の削減目標として、いずれも「2013 年比」で、2030 年度までに 46% 削減、2035 年度までに 60% 削減、2040 年度までに 73% 削減、2050 年にネットゼロとすると定める。

同削減目標は、一見すると、IPCC 第 6 次評価報告書で示された、上記削減目標（2030 年までに 43% 削減、2035 年までに 60% 削減、2040 年までに 69% 削減）と同程度の目標となっているようにも見受けられるが、同報告書の削減目標の基準は「2019 年比」とされている。これに対して、本件計画では、日本国内で GHG の排出量が最も多かった「2013 年」を基準年として削減目標を算定している。日本政府の計画を IPCC 第 6 次評価報告書の採用した基準年である 2019 年比に引き直すと、日本の GHG 削減目標は以下のとおりである。

GHG 削減目標（2019 年比）

	第 6 次評価報告書	温暖化対策計画 (カッコ内 2013 年比)
2030 年	43%	39% (46%)
2035 年	60%	52% (60%)
2040 年	69%	67% (70%)

上記表のとおり本件計画の削減目標割合を 2019 年比に引き直せば、本件計画は、IPCC 第 6 次評価報告書が示した世界全体の削減目標を大きく下回るものとなっていることは明らかである。したがって、本件計画は本件義務に違反し違法である。

#### イ 注意義務違反

本件計画の策定及び決定を行う公務員は、職務上、その計画の内容が 1.5°C 目標に整合し、国民の権利を侵害する内容とならないよう、慎重に検討し計画策定を行うべき注意義務を負っている。しかし、日本政府は、削減目標の数字を、IPCC 第 6 次評価報告書と遜色ない内容になっているかのように見せかけるために、あえて GHG 削減割合の計算の基準年を、排出量の多かった 2013 年に設定するような欺瞞的な手法で、削減目標を定めている。政府は、本件計画が、本件義務を満たす内容となっていないことを認識しているからこそ、このような欺瞞的手法をあえて選択しているのであり、このような目標設定行為自体が、公務員として、計画策定にあたり 1.5°C 目標と整合する内容となるよう注意すべき義務に違反していることは明白である。

#### ウ 賠償責任

このような違法な内容の本件計画の策定は、気候変動を怠るものであり、これによって原告らの平穏生活権を侵害していることからすれば、同計画によって生じた原告らの損害に対し、被告は国家賠償法第 1 条 1 項の損害賠償責任を負う。

### (2) 立法不作為の違法性

#### ア 判断基準

国家賠償法 1 条 1 項は、国又は公共団体の公権力の行使に当たる公務員が個々の国民に対して負担する職務上の法的義務に違反して当該国民に損害を加えたときに、国又は公共団体がこれを賠償する責任を

負うことを規定するものである。

そして、法律の規定が憲法上保障され又は保護されている権利利益を合理的な理由なく制約するものとして憲法の規定に違反することが明白であるにもかかわらず、国会が正当な理由なく長期にわたってその改廃等の立法措置を怠る場合などにおいては、国會議員の立法過程における行動が上記職務上の注意義務に違反したものとして、その立法不作為は国賠法 1 条 1 項の適用上違法の評価を受ける（最大判令和 4 年 5 月 25 日判決参照）。

#### イ 違憲の明白性

国は 1.5°C 目標の達成と整合する温室効果ガス排出削減義務を負っており、かかる事実は国際会議による合意や、政府による発表などを前提にしていることから、立法府にとっても明白な事実である。

よって、日本政府が負う上記義務は、それを実効的に実現するための立法を行わなければならないという、国會議員の注意義務の内容ともなる。

このような国家の温室効果ガス排出削減義務は、パリ協定を含む気候変動枠組条約の締約国すべてが負っている。例えば、EU ないし世界の先進国各國は、これまでも述べてきたとおり、それぞれ排出削減のための国内・域内の法規制を整備してきた。

いわゆる先進国諸国では、GHG 排出削減について、法的拘束力を伴う形で、2050 年のカーボンニュートラル及び、科学的知見から要請される中間目標について、国内法を定める動きが進展してきており、これらの事情は、公表されていることから、立法府にとっても当然に明らかな事情である。

#### ウ 立法措置の内容及び必要性

国會議員は、遅くとも、パリ協定締約国間において気候変動に対応するための数値目標を設定する国家の義務が確認された第 5 回 CMA (パリ協定締約国会議) が終了した 2023 年 12 月時点において、1.5°C 目標を達成するための実効的な立法措置を執るべき注意義務を負っていた。

そして、第 6 次評価報告書が示す排出削減目標について、法的拘束力を持った中間目標とする法律が存在しないこと及び、GHG 排出総量や、事業部門・事業規模ごとの排出量などについて、法的拘束力を伴った排出基準（規制基準）が何ら存在しない日本の現状は、1.5°C 目標

の実現のために必要と考えられる政策のうちでも特に重要な制度が不存在であり、立法不作為として違憲であることが明白である。

#### エ 長期にわたる懈怠

気候変動に対応するための数値目標を設定する国家の義務がパリ協定において確認されていること、先進国各国が、2008年ころから遅くとも2019年ころまでには気候変動防止法などの名称で、法的拘束力を持ったGHG排出削減目標を含む法律を制定していることからすれば、気候変動によって憲法上保障された人権が侵害されている状況にあり、これを防止するために上記法律の制定が必要不可欠であることは、相当以前から立法府において明白になっていたというべきである。

したがって、日本の法律上、そもそも法的拘束力を有する温室効果ガスの削減目標が定められてさえいないこと、温室効果ガスの排出について、拘束力を持った規制基準が定められていないことは、何らの正当な理由なく、長期にわたって立法措置を懈怠しているものである。

#### オ 賠償責任

以上より、上記立法不作為による損害について、被告は国家賠償法第1条1項の損害賠償責任を負う。

### 3 損害

原告だけでなくすべての日本国民が実感していることではあるが、人々は健康や健康的な生活を阻害されている。ことに猛暑や熱中症リスクに対して脆弱な高齢者や子どもたちの生活は一変し、身体は言うに及ばず、精神的なストレスによる影響は増大しつつある。熱中症の症状は軽度から重度までさまざまであり、死亡や重篤な症状のほか、めまいや倦怠感、集中力の低下など、医療機関の受診に至らないが明らかに生活の支障となり、危険や恐怖を感じる例も多い。生活面ではまた、猛暑等に対策を講じるための生活コストがひたすら上昇し続けている。国内の産業、特に農業・畜産業・水産業などは、高温、熱波、異常気象等により、動植物の生育環境の悪化や、収穫量、品質の低下に悩まされている。

このような深刻な状況にもかかわらず、被告の気候変動対策は極めて不十分であり、そのため原告らは平穏生活権・気候享受権を侵害されている。その損害は、少なくとも原告一人当たり1000円を下回ることはない。

### 第5 結論

これまで述べてきたとおり、内閣が決定した本件計画は、パリ協定で合

意された 1.5°C目標を達成するために必要な削減水準に照らして著しく不十分であり、憲法が保障する国民の平穏生活権等の人権を侵害するものであり、国家賠償法上違法である。

また、国会議員は、1.5°C目標と整合する法的拘束力ある排出削減基準等を定める立法措置を講じる義務があるにもかかわらず、これを怠っている。かかる立法不作為も国家賠償法上違法である。

よって、原告らは、国家賠償法 1 条 1 項に基づき、被告国に対し損害の一部として、各 1000 円を請求する。

以上